役立つ法律情報+生活情報をお届け

平成 25 年 6 月 1 日 | Vol. 9 | 発行元 札幌リブレ行政書士法務事務所

―海外ぶらり１人旅大好き行政書士

札幌リブレ代表の安田大祐がお送りする―

リブレ速報 focus

『↑札幌リブレ代表の安田です。（プロフィールはページ最後に！）』
行政書士として法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。
BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ～自由を象り 人生を豊かに～

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-769-0790
info@sapporo-libre.com

お役立ち法律ニュース

今月の特集！

1．夢を叶えるツールです 株式会社設立への道

【はじめに】

札幌リブレ行政書士法務事務所では、介護事業や障害福祉サービス事業を始める際の開業手続きに力を入れておりますが、そういった開業案件に関係が深いのが「法人設立」と「許認可申請」というの 2 つの業務になります。今回は、介護・福祉業界のみに限らず、全ての事業者にとって関係のある、「法人設立」に関しての内容をお伝えさせていただきます。

【法人とは】

「法人」とは、そもそもどういうことを指すのでしょうか。法律的には、我々ひとりひとり、個人として生きている人のことを「自然人」と言います。「自然人」と並んでくる概念として、「法人」というものがあるのですが、生身の個人としての「自然人」に対して、「法人」とは、実際に目に見える形ではないけれども、法律上、「人」として権利を持ったり、義務を負ったりするものとして扱うということになっているもののことです。というのは、実際に「法人」が当事者になって誰かと契約を結んだり、また、その内容通りの約束を果たせなければ損害賠償責任を負ったりすることになるのです。契約事務などのやりとりなどは法人が雇っている従業員や役員などが行っていますが、その効果はその個人にではなく、あくまでも目には見えない「法人」が権利や義務の主体となることができるのです。

【法人の種類】

法人と呼ばれるもので、代表的なものには、以下のようなものがあります。「株式会社」「合同会社」「一般（公益）社団法人」「一般（公益）財団法人」「学校法人」「宗教法人」など。中でも、ビジネスを行うために使われる法人で最もポピュラーなものは、やはり皆様もよく聞く「株式会社」の形態になります。

【株式会社のメリット】

事業を始める際に、どういう形の法人を使うのか（または、個人事業としてやるのか）ということは、事業の方向性や内容によって個別的に検討する必要がありますが、一般的に株式会社を用いる場合のメリットとしては、「認知度が高い」「1 人でも設立できる」「出資者の責任が有限責任」「出資金は 1 円から OK」などが考えられます。

【株式会社の設立手順】

株式会社を設立しようと思ったときにすべき手続きは大まかに言うと、

『会社内容について決定→定款を作成→公証役場で定款認証→法務局で法人設立登記』というような流れになりますが、我々のような専門家を通すメリットとしては、本当にその会社の内容にあった定款や会社の機関設計ができたり、特別なツールを使い通常は紙で作る定款を電子定款という形にできますので、印紙代が 4 万円節約することができたりと、メリットは大きいといえます。

【こんなときは「札幌リブレ行政書士法務事務所」にお任せ下さい！】

会社設立に関するご依頼・ご相談など、お気軽にお問い合わせくださいませ。お問い合わせは当事務所（011-769-0790）まで！

事務所ニュース

2．行政書士・安田のウフフな日々 シビア期限案件ブルース

先月は、締切期限にシビアな案件をいくつか立て続けにご依頼いただき、ありがたくもドキドキしながら案件に取り掛かることが多かったのですが、全て、無事に期限内に仕上げることができ、お客様にもご満足のお声をいただくことができました。「これ、今月中に申請しなきゃならないんだけど、できます？」「来週までにやらないと受け付けてもらえなくなっちゃうんです。」と、最初のご面談の時にお話があると、「せっかくご相談に来ていただいているのだし、なんとかお力になりたい！」と思い、そこから全力で案件に取り組んだりしています。先月の分は、そんなフルパワー体制でやったので、無事に申請も通り私としてもホッと一安心です。でも、そういう案件を無事に成し遂げたときほど、お客様と喜びを分かち合える大きさがすごいので、行政書士をやっていてよかった、と思う瞬間でもあります。そんな感じで今月も go！

なんちゃってニュース

3. 今日から雑学王
～乙女キラめくジューンブライド～

6月といえばジューンブライド、すなわち結婚式です。私ごとながら、先月は親友の結婚式でございましたが、幸せの瞬間というのはなかなか素敵なものです。当日、友人代表スピーチを任されていましたが、思い出があふれてしゃべりたいことがありすぎて、与えられた時間をオーバーしまくってしまいましたが…（笑）ということはさておき、なぜ6月は結婚シーズンのジューンブライドなんて呼ばれるか、皆様はご存じでしょうか？今回はそんな素敵なイベント、結婚式に関する雑学です。

①もともとは女神 JUNO が起源

ローマ神話に出てくる神様達は、それぞれに司る担当月があるようですが、6月はJUNO(ジュノー)という家庭を司る女神さまの担当月です。そしてそのまま、JUNOというのが英語で言う6月（JUNE）の由来にもなっているそうです。そうしたことから、ヨーロッパの人たちは、6月＝幸せと考えるようになったそうで、その時期に結婚するカップルが多いのだとか。

②農民たちの結婚解禁日説

むかしむかし、ヨーロッパでは3月～5月までは結婚が禁止とされている地域が多かったのです。それはなぜかというと、農業的に忙しいシーズンに結婚のイベントをされると、農作業の妨げになるから…というのが理由だそうです。そうした背景から、結婚禁止期間が終わった6月に、ドッと結婚に駆け込むカップルが多かったようです。

③ジューンブライドといいつつも…？

結婚が多い月といえば、ジューンブライド、6月でしょ？と信じて疑わなかったあなた、それは実は間違いです。とある調査によると、結婚式が多い月は、

【1位】5月　14.7%
【2位】10月　12.0%
【3位】11月　11.0%
【4位】4月　10.5%

ななななんと、
6月は7位だそうです。半分より後ろだなんて！

発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所　TEL：011-769-0790

札幌リブレ行政書士法務事務所について

【いつもあなたのコンシェルジュ】011-769-0790　info@sapporo-libre.com

【事務所データ】
住所：〒060-0806
北海道札幌市北区北6条西6丁目
2番地24第2山崎ビル7F
電話：011-769-0790
携帯：080-7028-5157（代表直通）
メール：info@sapporo-libre.com
HP：http://www.sapporo-libre.com　札幌リブレ　検索

【取扱業務】

＜注力業務＞

▼介護事業所の経営をとことんサポート…
- 介護事業開業支援（会社設立、事業所指定申請など）
- 介護事業運営支援（稼働率アップ、実地指導対策など）

▼年をとると避けられない問題のサポート…
- 高齢化社会支援（相続支援、遺言書支援、成年後見支援など）

＜取り扱い業務＞

▼起業をするなら・お店を開くなら…
- 会社設立（株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人など）
- 許認可申請（飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など）

▼会社運営を法的手続き面でサポート…
- 企業法務（契約書作成、定款変更、議事録作成など）

▼身の周りの法的手続きのサポート…
- 自動車関係（車庫証明、ナンバー変更登録、名義変更など）
- 民事法務（離婚協議書作成、エステ中途解約サポートなど）

【代表プロフィール】

■自己紹介
行政書士　安田大祐
（やすだだいすけ）
生年月日：1986年5月1日
おうし座
血液型：A型
資格：行政書士
出身：札幌市 南区 真駒内 生まれ
札幌市 東区 東苗穂 育ちの札幌っ子
（なので、札幌を明るくするための力になりたいのです）
趣味①：ギターと歌の音楽活動
（路上ライブ・BARライブ）
趣味②：生涯現役★海外バックパッカー
（ノープラン旅行・旅本出版企画）

■略歴
- 札幌開成高等学校卒業
- 北海道大学教育学部卒業
- 札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務
（介護事業、精神科病院を運営）
- 上記医療法人を退職後、
札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
- 介護分野や相続、遺言書、任意後見など高齢化社会分野への支援や未来へ向かって頑張る人の起業・開業支援を軸に業務展開